

名古屋市の都市公園への民間活力導入 に関するサウンディング調査

実施要領

平成31年1月

名古屋市 緑政土木局
緑地部 緑地利活用室

1 はじめに

名古屋市は「公園をもっと使ってもらいたい。より良いものにしたい。」との思いから市民や企業のみなさんと力を合わせ、魅力的な賑わいのある公園づくりに取り組んでいます。

平成29年4月、名城公園（北園）に企業のみなさんの力で公園を利用する方の声を取り入れた施設「tonarino（トナリノ）」をオープンし、今後もこれに続く事業を進めたいと考えています。

今回、名古屋市と企業のみなさんで「よりよい公園」をさらに造っていくために、企業のみなさんからアイデアや事業についての考え方、名古屋市への要望などをお聞きする 市内の「全公園」を対象としたサウンディング調査 を行うこととしました。

提案は簡素なものでもOKです。すでにある市の施設を管理運営する提案も可能です。たくさんの方の参加をお待ちしています！

2 調査のスケジュール

本調査は企業のみなさんよりいただいた提案と対話内容をもとに、公園の特性を踏まえ、事業化する公園を抽出することを目的としています。

抽出された公園について、地域の皆さんや公園を利用する方の調整や企業のみなさんと追加対話を行い、管理運営方針及び公募条件を設定し、順次公募を行っていきます。



名城公園(北園) tonarino

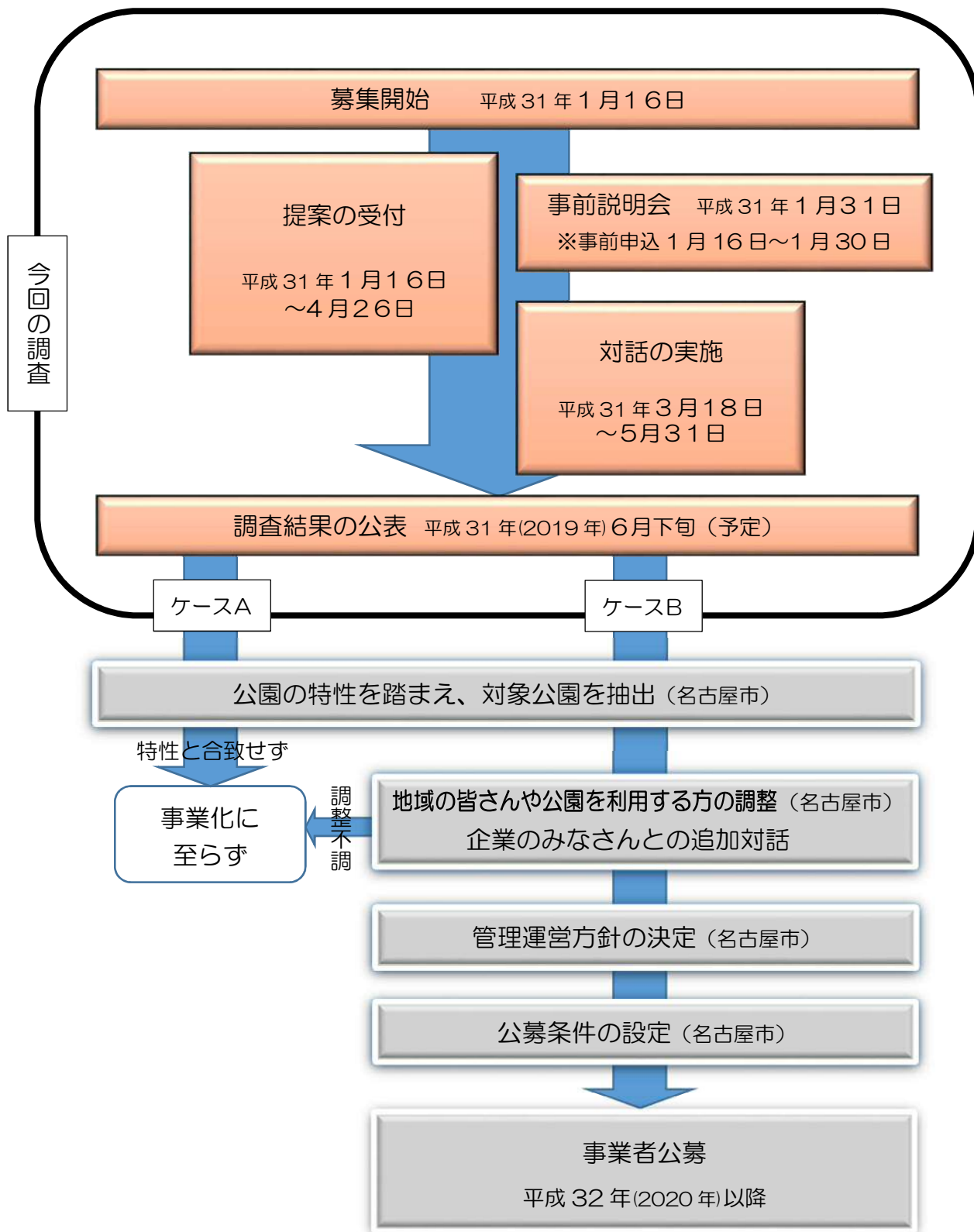


徳川園



久屋大通庭園(フラリエ)

《全体スケジュール》



3 調査の内容

(1) 調査の対象公園

名古屋市が管理する都市公園 約1,500公園（一部公園は除く「資料2参照」）

※ 事業者の視点という新たな切り口で公園の可能性を探るため名古屋市が管理する全公園を対象としております。

※ 公園名を特にあげず、事業のイメージを提案していただくことも可能です。

公園について、以下のとおり情報を提供いたしますのでご覧ください。

「資料1」名古屋市が管理する都市公園の一覧表

「資料2」調査対象から除外する公園の一覧表

「資料3」公園の詳細情報（みどりの年報）

…名古屋市の公園の情報がくわしく載っています。

- ・ 主な公園について施設の案内及び利用者数

【第6 名古屋市の主な公園・施設の案内 45頁～（紙ベース40頁～）】

- ・ 有料公園施設（運動施設・駐車場など）の一覧及び利用数

【第7 有料公園施設 87頁～（紙ベース82頁～）】

(2) 調査の対象者

自らが主体的に事業を実施する意向のある法人及びその他の団体又はその連合体

但し、名古屋市暴力団排除条例第2条に規定する「暴力団」及び「暴力団員」は参加できません。

(3) 提案内容

提案内容は以下のいずれかとします。※詳細内容は次頁の表 参照

- ・ 公園施設を設置し、設置後の管理運営を行う（公園施設の設置及び管理運営）
- ・ 公園施設は設置せず、管理運営のみを行う（公園施設の管理運営）

公園利用者が利用しやすく、公園の賑わい創出につながる提案としてください。

提案は公園の一部でも可能です。

既存の施設の設置状況及び整備の方針にとらわれず、自由な発想で提案をしてください。

項目	内容
公園施設の設置及び管理運営	・飲食店、売店等の都市公園法の公園施設（休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設等）を設置・管理運営するものです。 ・既存施設の撤去及び再整備も可能です。 ・事業期間の目安は最大20年程度です。
公園施設の管理運営	・公園や既存施設を活用し、公園を管理運営するもの。 ・閉園時間の有効活用も提案可能です。 ・事業期間の目安は4年から10年程度です。

（参考）事業手法としては主に以下の制度の活用を想定しています。

基本的には、事業のための施設等の整備は企業等の負担となります。

また、事業に伴い得られた収益は企業等の収入となります（市に一部還元を求める場合があります）。

《公園施設の設置及び管理運営》

設置許可（都市公園法第5条）

主な内容 企業等が公園施設を設置し、管理運営する制度
 主な費用支出 許可使用料（企業等⇒市）
 具 体 例 レストランや売店などを設置し、管理運営（名城公園tonarinoなど）

P－P F I（都市公園法第5条の7）

主な内容 企業等が公園施設を設置し、管理運営する制度
 施設周辺の園路・広場などを企業等が同時に整備するもの
 主な費用支出 許可使用料（企業等⇒市）
 園路・広場などの整備費（全額企業等の負担又は市が一部負担）
 具 体 例 レストランや売店に加え、園路・広場を整備し、管理運営（久屋大通公園など）

《公園施設の管理運営》

管理許可（都市公園法第5条）

主な内容 市が設けた公園施設を企業等が管理運営する制度
 主な費用支出 許可使用料（企業等⇒市）
 具 体 例 施設の内装を改装し、レストランとして管理運営（徳川園など）

指定管理者（地方自治法第244条の2）

主な内容 公の施設を、企業等を指定して管理運営させる制度
 主な費用支出 指定管理料（市⇒企業等）
 具 体 例 公園を維持管理しつつ、自主事業としてイベントや施設の有効活用を行う（庄内緑地など）

4 調査の手続き

(1) スケジュール

調査のスケジュールは以下のとおりです。

実施要領の公表	平成31年1月16日(水)
事前説明会	平成31年1月31日(木) (参加受付 1月16日～1月30日)
質問受付	平成31年1月16日(水)～2月28日(木)
参加及び提案書受付	平成31年1月16日(水)～4月26日(金)
提案者との個別対話	平成31年3月18日(月)～5月31日(金)
実施結果の公表	平成31年(2019年)6月下旬(予定)

(2) 実施要領の公表

名古屋市の都市公園への民間活力導入に関するサウンディング調査実施要領(本資料)は、名古屋市公式ウェブサイトに掲載します。

【URL】<http://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000113303.html>

【公表日】平成31年1月16日(水)

(3) 事前説明会

調査の目的及び内容等について、以下のとおり事前説明会を開催します。

参加は事前申込制となります。また、本調査の参加について、事前説明会の出席は必須条件ではありません。

【開催日時】平成31年1月31日(木) 9時30分～10時30分

【開催場所】名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所 西庁舎12階 第18会議室

【参加人数】1企業・団体あたり2名まで

【申込方法】様式1「事前説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、以下の電子メールアドレスあてに提出してください。

a2808@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

※メールの題名を【O131事前説明会申込み】として下さい。

【申込期限】平成31年1月30日(水)

事前説明会の終了後、参加者の連携及び市との意見交換等を目的とした意見交換会を実施します。こちらにもぜひご参加ください。(入退室自由 1時間程度)

(4) 質問の受付

実施要領等に対する質問は以下の方法により受付を行い、回答を名古屋市公式ウェブサイト順次掲載します。複数社で提案を行う場合は、代表者が質問を取りまとめて行ってください。

【受付期間】平成31年1月16日（水）～2月28日（木）

【質問方法】様式2「質問書」に必要事項を記入のうえ、以下の電子メールアドレスあてに提出してください。

a2808@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

※メールの題名を 【サウンディング質問書】として下さい。

【回答URL】 <http://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000113303.html>

(5) 参加申込及び提案書の提出

【申込方法】様式3「参加申込書」及び様式4「提案書」に必要事項を記入のうえ、以下の電子メールアドレスあてに提出してください。

a2808@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

※メールの題名を 【サウンディング参加申込】として下さい。

【受付期間】平成31年1月16日（水）～4月26日（金）

(6) 提案者との個別対話

参加申込書及び提案書を提出後、提案者との個別対話を以下の期間に行います。対話実施の実施日時及び場所については、参加及び提案書の提出後、随時ご連絡いたします。

【実施期間】平成31年3月18日（月）～5月31日（金）

【対話時間】1時間程度を予定しています。必要に応じ、追加で個別対話を行う場合もあります。

【対話人数】1提案者あたり3名まで

【対話方法】提案内容についての補足資料など（画像等でも問題ありません、電子機器をお持ちになる場合は事前にご相談ください）をもとに以下の内容の対話を行います。※補足資料はなしでも結構です。

【対話内容】主に以下の項目を主として対話を行います。

項目については大まかなイメージでも結構です。

- ・公園名、事業区域
- ・事業内容（運営内容、収益、対象とする利用者層など）
- ・提案内容の事業化に向けて、市に対する要望
- ・公園の賑わい創出のイメージ
- ・他企業等との連携の有無

(7) 実施結果の公表

調査の実施結果の概要は、名古屋市公式ウェブサイトで公表します。

提案者の名称や提案されたアイデア及びノウハウの保護に配慮したうえで取りまとめ、内容について事前に提案者に確認したのち、公表します。

【公表時期】平成31年(2019年)6月下旬(予定)

(8) 調査後の予定

調査により提案のあった内容を精査し、民間活力の導入により公園に新たな魅力が創出できると判断された公園について、順次事業者の公募を行います。【平成32年(2020年)以降】

指定管理者制度を導入している公園については現在の事業期間が終了後から運営できるように募集します。(現在の事業期間は資料1参照)

事業者の選定については原則、プロポーザル方式の公募になります。

(9) その他

≪費用負担≫

調査における提案及び個別対話参加に必要な費用は、提案者の負担となります。

≪提出書類の取扱≫

市へ提出された書類は、理由の如何を問わず、返却いたしません。

また、応募書類は、名古屋市情報公開条例(平成12年名古屋市条例第65号)に基づく情報公開請求の対象となる場合があります。名古屋市が必要と認める場合は、事前に提案者に確認のうえ、全部若しくは一部を公開することがあります。

≪事業者公募についての優位性≫

調査は、事業の公募内容等を決定するにあたり、参考にするために実施するものです。したがって、事業者より提案された内容が公募条件等に採用された場合でも、後に公募による事業者選定が行われた際に、特別な加点等の優位性を持つものではありません。

(10) 問い合わせ先

名古屋市役所 緑政土木局緑地部緑地利活用室 (西庁舎5階)

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話番号: 052-972-2489 Fax: 052-972-4142

アドレス: a2808@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

受付日時: 土曜、日曜、祝日を除く 午前9時から午後5時まで